

みのる法律事務所
第 3 2 2 号
平成 2 9 年 2 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ minoru@minoru-law.com

『田舎弁護士の大衆法律学』を書く理由



『司法ウォッチ』（河野真樹様）という「開かれた司法と市民のための言論サイト」より、連載の依頼を受けました。

依頼によりますと、私が『田舎弁護士の大衆法律学』というタイトルで多くの本を発刊しているので、「これらをベースに市民にわかり易い法律コラムを連載してほしい」とのことでした。浅学非才の身にとっては、些か荷が重いのですが、せっかくの機会ですから、挑戦してみようとの思いに至りました。

普段あまり意識することはなかったのですが、『田舎弁護士の大衆法律学』とは何ものなのだろうか、と今更ながら改めて見直してみました。そして「『田舎弁護士の大衆法律学』とは」という文章を書き、『司法ウォッチ』様宛に送付しました。

この事務所便りをお読み下さっている皆様にも、私の書く『田舎弁護士の大衆法律学』とはどのようなものかについてご理解いただきたく、『司法ウォッチ』様に送った文章をそのまま転載します。いつも最も親しく、最も深くお付き合い戴いていますこの事務所便りをお読み下さっている皆様に、『田舎弁護士の大衆法律学』というものは、そういうものなのかということを知っていただければ幸甚です。そして、私が何故、「田舎弁護士」を名乗っているのかを知っていただければ幸甚です。

黄色い本、さくら色の本など、「いなべんの本」は株式会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800

私は、岩手の片田舎で生まれ育ち、一時東京へ出て大学や司法研修所で法律の勉強をしましたが、10年ほどで宮城県と岩手県という田舎に戻り、田舎の皆様と一緒に日常を共にしています。少しだけ勉強した法律を道具にして生業なりわいとさせていただき、46年になりますが、昔、都を垣間見てきた村人が、村に帰って「都ではああだった、こうだった」と針小棒大に吹聴しているレベルの、少しだけ勉強した法律的知識を飯の種にしているというのが実態であることを告白しておきたいのです。

法律に関し、専門家などという力はありません。ただ、田舎弁護士として46年間に亘って、大衆の日常生活上の争い事に関わってきた経験は、都会の弁護士にも裁判官にも大学教授にもひけは取りません。その経験に基づく大衆の紛争の具体的解決策に関する知恵は、他にひけを取ることはないと自負しています。田舎弁護士の中には、「田舎者」という自分を蔑視するという面もありますが、他方「大衆のことなら自分もよく知っている」という自負心もあります。

『田舎いなべん弁護士の大衆法律学』とは何ものなのか、ということのを改めて考え、自分の心の奥を探ってみた結果、次のような文章ができあがりしました。このような思いが、私が『田舎いなべん弁護士の大衆法律学』と名付けて法律に関する本を書き続けている理由だと今更ですが気付きました。そのまま転載しますので、ご一読いただければ幸甚です。

『田舎いなべん弁護士の大衆法律学』とは

「大衆」とは、「社会の大部分をしめる、ごくふつうの人々。一般の人々」（角川必携国語辞典）である。もとより私はその1人である。一般の人々と比べ、ある方面の、そのことを深く研究し、特別な技能を身に付け

た専門家の世界がある。法律に関しても、専門家の世界がある。大衆と比べれば、法律の本質を深く研究したり、法律の知識をより深く、広く身につけた人達の世界である。法曹界という世界である。裁判官、検察官、弁護士、法律学者の世界である。

私は、法律の本質を深く研究したり、法律の知識をより深く、広く身につけたなどとは到底思えないが、弁護士として、法曹の1人として、法律の専門家の世界を垣間見てきてはいる。もののすき間からちょっと覗き見ている程度だが、それでも田舎弁護士として46年間六法全書と裁判とは手を切れずに生きてきた。大衆である私が、法曹の端くれとして法律の専門家の世界を覗き見て感じた印象を大衆の言葉で、大衆に分かり易く伝えたいと思い、書いている本が『田舎^{い な べ ん}弁護士の大衆法律学』である。

「法律」は「社会秩序を保つためにきめた、国民が守るべききまり」（前同）である。法律は、もともと大衆が日常生活を送る上でのルールである。大衆は、法律というルールブックに従い、日常生活を送る法律を実践するプレイヤーである。従って、法律は大衆の中にあるものであり、大衆の中になければならない。法律の専門家の中で、どんなに議論を深められても、それが大衆の日常生活に反映されなければ意味がない。それは法律を^{もてあそ}弄んでいるに過ぎない。

法令自体においても、法律の専門家である裁判官^{みひつ}、検察官、弁護士、法律学者が使う言葉の中にも、刑事においては、「未必の故意」とか「心身^{こうじやく}耗弱」とか、民事においては、「心裡留保^{しんりりゅうほ}」とか「表見代理」とか、大衆にはわかりにくい言葉が多い。大衆から乖離^{かいり}していると思える部分が少なくない。

私は、田舎弁護士としての経験の中で、正確かどうかは自信がないが、その考え方や、その用語の多くについては、こういう意味だろうという程度の理解はしている。私が理解した範囲で、大衆が理解しやすく噛み砕いて話すことはできる。私が理解したことを大衆に分かり易く伝えてみたいと思うようになった。それが『田舎^{い な べ ん}弁護士の大衆法律学』誕生の理由である。

田舎弁護士という立場で、法律の専門家の世界を覗き見てはいるが、専門的な知識を深める研究をする能力も時間もない。大衆として、ふだんの

生活、つまり生計を立てる算段と、どうしたらクライアントのニーズに寄り添えるかを模索する時間に追いまわされ、学問研究に没頭する機会は皆無に近い。経済的にも時間的にも、留学する余裕はない。だが、大衆としての日常に追われながらも、法律の専門家と大衆の橋渡しならできのではないかという思いに至った。むしろ、大衆としての生活に追われる身であればこそ、大衆と離れたところで、研究や留学に没頭できる立場より、その役に向いているのではないかとの思いに至った。居直ってみると、本気でそう思えるようになった。段々、その気になってきている。

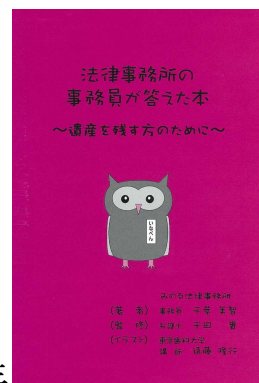
一方では、田舎弁護士として、法律の専門家の世界を覗きながら、他方では、大衆としてふだんの生活に追われる身という立場は、大衆に法律を教えるとか、説くなどというものではない。一段高い教壇の上から話をするような立場ではない。炉辺で法律を語り合うという格好である。交通の便が悪い昔、田舎から都などを観て村に帰ってきた者が、村人に都などの様子を話しているようなものである。『田舎弁護士の大衆法律学』は、大衆の私が、大衆の中で、法律の専門家の世界を覗き見て知ったことを、大衆にできるだけ分かり易く話してみたいというものである。

大衆の中にいる私が、大衆に対し、大衆に分かり易い言葉で、法律の専門家の世界を知ったかぶりして話したり、書いたりしているものが『田舎弁護士の大衆法律学』である。

私は、間もなく後期高齢者の仲間入りをします。若くても明日の命の保障はありません。後期高齢者となれば、それがより現実のものとなります。2月4日の『ふるさとを愛するがために—岩手県奥州市の2つの住民訴訟』という講演会の後で、実行委員会から、「老体に鞭打って出版に講演に頑張ってもらった」とお褒めの言葉を頂戴しました。自分では特別頑張ったつもりはありません。全く「力み」などありません。無意識に呼吸していると同じように、書いたり、話したりできています。これからも呼吸している間は、『田舎弁護士の大衆法律学』を書き、話し続けます。末永くお付き合い下さるようお願い申し上げます。



「改正相続税法」のピンクの本発刊と 発刊記念講演会のご案内



平成27年1月1日から相続税法が改正されました。一言で言えば、大幅な増税となりました。平成26年12月31日以前に被相続人が死亡した場合と、平成27年1月1日以降に被相続人が死亡した場合とでは、大きな差が出ています。平成27年1月1日以降に死んだ人の遺産に対する相続税は増税になり、平成26年12月31日までに死んだ場合には相続税がかからなかったケースにおいても相続税がかかるようになるケースが大幅に増えました。相続問題は、誰にも必ずやってきます。身近な問題です。そんな大事な問題が、不思議と知られていない気がします。

そこで、みのる法律事務所の事務長千葉美智さんは、『ピンクの本』でどのように相続税が改正されたかのアウトライン（概略）を問、答の形で誰にでも分かり易く書くとのことでした。既にその原稿は、できているようです。

相続税が増税になったことだけを知らせてもそれなりの役に立つとは思いますが、その機会に相続税を節税する方法についても、問、答の形でその主なものだけでも書くとのことでした。税理士でもない素人が、素人のために、わかりやすい本を書くことは、素人にとっては、かえってわかりやすい本となることは、これまでのピンクの本が実証していますので、楽しみです。私も患者となって、病気の本を書いています。 「専門医が書いた本より、患者の知りたいことを書いている」と割と好評を得ています。

詳しい内容については、税理士鈴木和博先生（一関市在住）の御指導を受け、書いているようですが、これもほぼ原稿はできているようです。順調にいけば、3月中頃には発刊できそうとのことでした。発刊できましたら、改めて、ご案内を差し上げますので、是非ご一読下さるようお願い致します。

平成29年3月18日に一関文化センター小ホールに於いて、『出版記

念講演会』を、税理士鈴木先生、事務長とそれに私も入って、午前9時から12時まで予定しています。

もし、この事務所便りをお読み下さっている皆様で、出席されたいという方がおられましたら、お手数をおかけしますが、みのる法律事務所までお電話かFAXで「講演会に出席したい」とご一報を戴ければ幸甚です。会場等の準備などの都合がありますので、できれば平成29年3月10日頃までにご一報戴ければ大変助かりますので、ご協力をお願い致します。

講演内容は、ピンクの本に従って事務長が進めて参りますが、実務上、特に問題となりそうな箇所については、税理士鈴木先生と私とで補足解説をさせていただくつもりです。相続税が増税となって、実際にどのような人が、どのように困ることになるのか、そのためには、どのような準備をしていたらよいのかなど、思いつくところをわかりやすく話してみようつもりです。いずれ誰の身にも降り掛かってくる問題ですから、他人事だと思わないで、是非お聴き下さい。

ピンクの本は、講演会の会場でも販売致しますが、本だけでもご注文いただければ、発行所株式会社エムジェエムから発送させていただきますので、同封した購買申込書を株式会社エムジェエム宛にお送り戴ければ幸甚です。

因みに、監修者の1人である私の「監修者弁護士千田實から」の部分と「問」の部分だけ、この事務所便りで以下に紹介させて戴きます。もし、同じようなご質問のある方は、3月18日の『出版記念講演会』に足をお運び戴き、直接お聴き下されたくお願いする次第です。

監修者弁護士千田實から

私は、税務に関しては素人であり、この本については、監修などできる立場にはありません。ただ、私が所長をしているみのる法律事務所の事務長が出す本ですので、事前に原稿を見せてもらいました。税理士の鈴木和博先生の御指導を受けていますので、その内容については、私が口を挟む余地はありません。

「大変参考になった」という印象が残りしました。私が普段知りたいと思っていたことが簡潔に書いてあります。「それ以上知りたいときは、税理士の先生と相談されたい」とのアドバイス部分も「そうだ、その通りだ」と納得できました。

税理士の先生と相談するきっかけができ、節税に役立ちそうです。みのる法律事務所に相続問題で相談に来られるクライアント（依頼者）の皆様のためになるものと確信しました。

私はかつて、妻と共著で、『患者とその妻の腎臓病体験記』という全7巻に亘る患者とそれを支えた妻の立場で生活習慣病、特に慢性腎不全の本を書きました。最近では、全国の腎臓病の専門病院においても、ドクターによっては初診の腎臓病患者に「この本を読みなさい」と勧めて下さる先生もいるそうです。

読んで下さった皆様からは、「専門医が書いた本より、患者が知りたいことが書いてある」と好評で、中には数万部を超えるベストセラーもあり、10年近くなった今でもロングセラーとなっているものもあります。

素人が、素人の立場で、素人が知りたいことを、素人の言葉で、ストレートに書き、素人の求めるところを、素人にわかりやすく説明しているからではないでしょうか。

専門家と違い、専門用語がわからず、ですから専門用語は使えません。専門用語を使わないから、素人にもわかります。学問的なことはわかりません。ですから、学問的なことには触れられません。それが、素人にとっては面倒くさくなく、ありがたいのです。ですが、素人が知りたいことはわかっています。ですから、それはどうなっているのだろうか、という問題意識は持ちます。自ら体験します。わからなければ本を読みます。インターネットで調べます。専門家から教えてもらいます。そして、わかったことだけを書く。それ以上のことは専門家にお願いする。わかったことだけ書きますので、素人にとってわかりやすく共鳴できますから、素人から喜ばれるのです。

『ピンクの本』は、そんな本です。私が『大衆法律学』というタイトルで「法律専門家と大衆の橋渡し」の執筆活動をライフワークとしていることを常に側で支えてくれている事務長が、自らこのようなピンクの本シリーズを書いてくれていることに心底より感謝しています。とても監修者の言葉になっていませんが、それがこの本に対する私の素直な印象です。必ずや多くの人に活用してもらえらるものと信じています。

平成29年2月16日

みのる法律事務所 所長
田舎弁護士 (いなべん) 實
千 田

- Q 1 相続税に関する法律は、どう変わったのですか。
- Q 2 平成26年12月31日までは、相続税額はどう計算するのですか。
- Q 3 具体例を挙げて説明して下さい。
- Q 4 平成27年1月1日以降は、相続税はどうなっているのですか。
- Q 5 具体例を挙げて説明して下さい。
- Q 6 平成27年1月1日以降は、それ以前に比べ、どの位増税になったのですか。
- Q 7 Q2、Q3とQ4、Q5のケースは遺産額を1億8,000万円としましたが、9,000万円とした場合はどうなるのですか。
- Q 8 相続税を支払わなければならない場合と、支払わなくてよい場合のボーダーライン（境界線）はいくらとなるのですか。
- Q 9 相続税を少なくする方法はありますか。あるとすれば、どういう方法ですか。
- Q 10 被相続人がやれる方法には、どんな方法がありますか。
- Q 11 養子縁組方法とは、どういう方法ですか。
- Q 12 借金方法とは、どういう方法ですか。
- Q 13 生前贈与方法とは、どういう方法ですか。
- Q 14 いなべんフィロソフィー方法とは、どういう方法ですか。

- Q 1 5 被相続人が亡くなった後、相続人が相続税を減らす方法はありませんか。あるとすれば、それはどのような方法ですか。
- Q 1 6 非課税財産方法とは、どのような方法ですか。
- Q 1 7 債務控除方法とは、どのような方法ですか。
- Q 1 8 葬式費用方法とは、どのような方法ですか。
- Q 1 9 時価評価方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 0 小規模宅地評価方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 1 土地形状方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 2 ^{かし}貸宅地方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 3 農地・山林方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 4 株式評価方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 5 配偶者控除方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 6 未成年者控除方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 7 障害者控除方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 8 相続分譲渡方法とは、どのような方法ですか。
- Q 2 9 相続放棄方法とは、どのような方法ですか。
- Q 3 0 長年連れ添った妻（配偶者）へ、生前に財産を残しておいてやりたいと思いますが、贈与税は通常通りかかりますか。
- Q 3 1 Q30の外にも、贈与税の特例を耳にしますが、どんなものがありますか。



『長生きを楽しむコツ』

—共同作業を楽しむ

—夫婦で子育て孫育てを楽しむ』

『年寄りのための童話—長生きを楽しむコツ』は、第20話まで発刊しましたが、その後『新・憲法の心』や、『医療過誤裁判』や『住民訴訟』の出版などでしばらくご無沙汰してしまいました。この間も、原稿はいくらか書きためています。忘れられては困りますので、今回は、その一部を紹介します。『共同作業を楽しむ』の中から、『夫婦で子育て、孫育てを楽しむ』を転載します。近々、この1話を含む『長生きを楽しむコツ』シリーズ（さくら色の本シリーズ）を発刊しますので、ご期待下さい。

○ 夫婦で子育て、孫育てを楽しむ

長くかかわる運命共同体が「いっしょにやることを楽しむ」ことの代表は、夫婦だったら「子作り」と「子育て」でしょう。

この子作りと子育て作業をいっしょに楽しんでやることは、夫婦という長くかかわる運命共同体を楽しむ上では一番のアイテムです。

今や、日本でも3組に1組強が離婚しています。弁護士という仕事柄、離婚事件にかかわることは少なくありません。ほとんど2～3日に1件の割合で離婚問題の相談があります。依頼を受ける事件の中では、数の上では、離婚問題が一番多いという気がします。

その体験から、「子作り作業は共同作業として大いに楽しみながらも、子育て作業についてはいっしょにうまくやれない夫婦が多くいる」という

印象が強くあります。

子作り作業は楽しんで一緒にやれているのですが、子育て作業はいっしょに楽しんでいないのみならず、子育て作業のトラブルが原因で離婚する夫婦さえ少なくないのです。子育てを巡って喧嘩となり、憎しみ合う夫婦も少なくありません。

離婚話となれば、少子化時代と言われる現代では、子供の奪い合いとなります。こうなるとは、子育ては夫婦がいっしょにすることを楽しむアイテムどころか、争いの種になってしまうのです。子育て問題は、時として子の祖父母やオジ、オバまで巻き込む争いの種となることも少なくありません。

子作り作業だけでなく、子育て作業をいっしょに楽しんでやらなければ、子を持つ夫婦としては、夫婦がいっしょに人生を楽しむ大事なアイテムを捨ててしまうこととなります。

子育てを夫婦でいっしょに楽しんでやる。これは夫婦がいっしょにやることを楽しむ基本形です。これは人間に限らず、他の動物も命懸けいのちがでやっている極めて自然な行為です。ここができなければ、動物以下の夫婦と言われそうです。子育てをいっしょに楽しんでやれない夫婦は、他のことをいっしょに楽しむことなどできません。

夫婦が子育てをいっしょに楽しめれば、老人となって孫育てをいっしょに楽しめられます。子育てをいっしょに楽しむことは、夫婦でなければできません。子作りを楽しむような他の人とでもできる一瞬の楽しみと違い、20年近くもの間、日々楽しめられます。その延長線上には、祖父母になってからの孫育てをいっしょに楽しむことにつながっていく、いわば一生ものです。

夫婦がいっしょに子育て・孫育てを楽しむことは、「人生を楽しむ合う」という哲学の実践において、夫婦としては最も身近で、最も基本で、最も自然で、最も抵抗のない、最も有効な方法です。夫婦がいっしょにやるこ

とを楽しむ最強のアイテムです。

夫婦は、一面でははとバスの相客の距離を保ちつつ、他面、子作りという限定的、瞬間的な共同作業を楽しみ、子育て・孫育てという一生ものの共同作業を楽しみ合うことによって、夫婦という長いかかわりを持つ運命共同体が本当に楽しい関係になるのです。

子育ては、夫婦に与えられた共同作業を楽しむ最高のアイテムです。これを活用しない手はありません。早速、今日から「子育てを、孫育てを楽しむぞ」とギアを前進に入れて下さい。

子育て・孫育ては、生きている限り続きます。最近では、孫育てに止まらず、曾孫^{ひまご}育てを楽しんでいる夫婦も少なくはありません。子育て・孫育てを楽しむことは、人生を楽しむことそのものです。

子育てには、大変な面も気を揉む場面もありますが、それも含めて子を持つ夫婦としては、いっしょに子育てを楽しまなければ楽しい人生にはなりません。子育ては、夫婦として「共にやり、共に笑い、共に泣く」最高最善のアイテムです。

そして、子育てを夫婦で一緒に楽しみ、延長線上というか進化形として、老夫婦が孫育て、曾孫育てをいっしょに楽しむところまで行きましょう。それこそ、『長生きを楽しむコツ』なのです。

孫育てを楽しむことは、子育てを楽しむこととは一味違います。体験すればわかりますが、しみじみ「孫と遊べてよかった」、「孫が幸せなら、ジジイの人生も幸せだ」と実感できます。「子育てができ、その上、孫育てまでやれて自分達の夫婦関係はよかった」と思えます。「自分達夫婦の人生はよかった」との思いは、老夫婦でいっしょに孫育てを楽しんでいる時に、心の底から湧いてきます。そこまで行くためには、まず子育てを楽しむことです。夫婦で子育てを楽しみましょう。そのような夫婦の場合は、離婚話は減るだろうと確信します。